

協議第 14 号

慣行の取扱いについて

1 市章、市旗

合併時に制定する。

2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言

現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。

3 名誉市民制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。

なお、現名誉市町民は、新市に継承する。

4 表彰制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。

なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。

平成 15 年 12 月 4 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 9 慣行の取扱い
調整の内容	<p>1 市章、市旗 合併時に制定する。</p> <p>2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言 現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。</p> <p>3 名誉市民制度 現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。 なお、現名誉市町民は、新市に継承する。</p> <p>4 表彰制度 現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。 なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。</p>

【提案理由】

市章、市旗については、新市の一体性の象徴として合併直後から使用する必要があるためである。その他については、合併後、市民の総意のもとで策定することが適当であるためである。

【法令・取扱通知等】

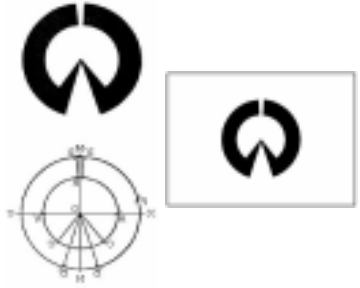
なし

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章は、新市において、調整する。 2 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。
	宗像市 (15.4.1)	<p>慣行については、原則として新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町章 新市の市章については、新市において定める。 2 市町憲章 新市の市民憲章については、新市において定める。 3 各種宣言 新市の各種宣言については、新市において定める。 4 市町の花・木 新市の花・木については、新市において定める。 5 各種行事 2市町類似の行事等については、新市において調整する。 2市町独自の行事については、原則として現行のままとする。
	山県市 (15.4.1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。 2 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。 3 現在の伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。 4 市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。 5 現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。 6 共同声明については、新市において検討する。
	周南市 (15.4.21)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 2 市の花、木は、新市において調整する。 3 都市宣言は、新市において調整する。
	とうみし 東御市 (16.4.1 予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市章、市民憲章、市花・市木等の取扱いについては、次のとおりとする。 新市の市章は、新たに定める。 市民憲章、市花・市木等は、新市において新たに定める。 (2) 各種行事の取扱いについては、次のとおりとする。 東部町「巨峰の王国まつり」、北御牧村「火のアートフェスティバル」についてはそれぞれ継続して開催する。 現在両町村で行っているその他の行事については、できる限り存続し、統合できるものは統合する。
	吉野川市 (16.4.10 予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市章、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。 (2) 市の行事については、これまでの町村の歴史や伝統文化等を考慮し、新市において調整するものとする。

編入合併	野田市 (15.6.6)	<p>表彰の基準 両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。 ただし、合併後は、関宿町民に不利益にならないよう経過措置を設けます。</p> <p>名誉市民・町民 両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。 ただし、関宿名誉町民（全員逝去）を今後作成の市勢要覧等に記録します。</p> <p>憲章 両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。 ただし、関宿町民憲章は関宿地域の憲章として承継していきます。</p> <p>周年式典 野田市の市制施行日を基準として、実施します。</p> <p>市章・町章 現行野田市章を使用します。 なお、関宿町章を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえ検討を行います。</p> <p>野田市歌 関宿町には該当するものがないので、現在の野田市歌を関宿地域を含む新市の市歌とします。</p> <p>市町の花・木・鳥 現行の野田市の花・木・鳥を使用します。 なお、関宿町の花・木を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえ検討を行います。</p> <p>交通安全都市宣言 関宿町では実施していないので、野田市の現行のとおりとします。</p> <p>都市宣言（個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言） 両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。</p> <p>明るく正しい選挙都市宣言 関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用します。</p> <p>青色申告宣言の町 関宿町の青色申告宣言の町については関宿地域において継承します。</p>
	新発田市 (15.7.7)	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。 2 豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。 3 豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。 4 成人式は、平成 16 年 3 月の成人式から新発田市の制度を適用する。ただし、平成 15 年の豊浦町成人式については、8 月 14 日豊浦地区成人式として実施する。 5 宣言は、新発田市の宣言を適用する。
	田原市 (15.8.20)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市章、市民憲章、市の花・木等 当面、田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとし、合併後、新たな市章、市民憲章、市の花・木の制定を検討するものとする。 (2) 各種宣言 田原町の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。 (3) 表彰制度 両町の現行制度を廃止し、新市において新たな制度の創設を検討するものとする。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
市(町)章、市旗	<p>稲沢市章及び稲沢市旗を定める条例 昭和56年4月1日 条例第1号 稲沢の「い」を図案化したもの。</p> 	<p>祖父江町章制定条例 昭和46年6月1日 条例第7号 祖父江町の「そ」の字を図案化したもの。</p> 	<p>平和町章制定条例 昭和44年2月12日 条例第67号 平和町の「平」の頭文字と「和」の意味の円形を組み合わせたもの</p> 	該当なし	合併時に制定する。
市(町)民憲章	<p>稲沢市教育委員会 昭和39年1月1日制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 郷土を愛し、明るい市といたしましょう。 1 健康で、楽しい暮らしのできる市といたしましょう。 1 時代にふさわしい、より豊かな市といたしましょう。 1 郷土の文化財を守り、すぐれた文化の市といたしましょう。 	<p>祖父江町民憲章 平成8年3月21日制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康な心と体をつくり、幸せな暮らしのできるまち 1 知識と文化を育てる、心豊かなまち 1 若さと活力あふれる、夢のあるまち 	<p>平和町民憲章 平成元年7月20日制定</p> <p>平和を愛するわたくしたちは、未来に夢をもっています。希望にみちたこのまちに誇りをもち、みんなで力をあわせ、豊かで幸せな住みよいまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康で心ふれあう明るいまち 1 水と緑と花のある文化の薫る美しいまち 1 若い力が育つ活気あふれる楽しいまち 	該当なし	現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章を制定する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
市(町)の花・木等	市の木 マツ 市の花 ベニサザンカ	町の木 いちょう 町の花 きく 町の鳥 うぐいす 昭和61年に、町政90年を記念して、選定委員会で、それぞれ5つの候補を選定し、町民の方の投票により選定	町の木 松 町の花 菊		現行の制度を廃止し、合併後、新市において市の花・木等を制定する。
市(町)の歌	稲沢市の歌 昭和58年7月1日 告示第30号 稲沢の都 稲沢よいとこ 《参考》 稲沢音頭	《参考》 祖父江音頭 祖父江小唄	《参考》 へいわ音頭		現行の制度を廃止し、合併後、新市において市の歌を制定する。
各種宣言	稲沢市非核・平和都市宣言 昭和60年7月1日 告示第38号 稲沢市交通安全都市宣言 平成3年8月1日 告示第41号 稲沢市ゆとり創造都市宣言 平成4年10月12日 告示第50号 明るい青少年の都市宣言 昭和41年6月15日 稲沢市告示第36号 「稲沢市明るい青少年の都市」宣言推進本部設置規則 昭和41年7月15日 規則第8号	祖父江町非核・平和都市宣言 平成7年9月11日制定 祖父江町敬老自治体宣言 平成12年3月24日制定 祖父江町環境宣言 平成15年5月31日制定	非核・へいわ都市宣言		現行の制度を廃止し、合併後、新市において各種宣言を制定する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
名誉市(町)民制度	<p>稲沢市名誉市民条例 昭和55年9月30日 条例第40号 稲沢市名誉市民条例施行規則 昭和55年12月24日 規則第45号</p> <p>・稲沢市名誉市民</p> <p>荻須高德 昭和55年10月1日 《理由》 氏は稲沢市井堀高見町出身で現在パリ在住の世界的著名な画家であり、絵画を通じて日本及びフランスの文化に貢献され、その功績は、稲沢市民といたしましても、名誉と誇りであり、稲沢市の文化発展に寄与されていることによる。</p>	<p>祖父江町名誉町民条例 昭和38年12月24日 条例第10号</p> <p>・祖父江町名誉町民</p> <p>吉川市郎右工門 昭和53年7月13日 《理由》 故吉川市郎右工門(元町議、元県議)氏は、県政、町政等に携わり公共福祉、社会の発展に貢献されたことによる。</p> <p>児島光一 平成元年1月25日 《理由》 故児島光一(元町議、元県議)氏は、県政、町政等に携わり公共福祉、社会の発展に貢献されたことによる。</p>	<p>平和町名誉町民条例 昭和53年4月5日 条例第10号 平和町名誉町民条例施行規則 平成6年10月3日 規則第16号</p> <p>・平和町名誉町民</p> <p>山田正重 昭和53年4月5日 《理由》 故山田正重(元町長)氏は、町の進歩発展に貢献されたことによる。</p> <p>堀田秋光 平成6年11月4日 《理由》 故堀田秋光(高額寄付者)氏は、福祉の増進、学術技芸の進展に寄与</p> <p>・町の社会福祉教育文化事業のために 100,000千円寄付</p> <p>・子供たちのために おみこし 3基 10,000千円寄付</p>		<p>現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。</p> <p>なお、現名誉市町民は、新市に継承する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
表彰制度	<p>表彰の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政功労者特別表彰 ・ 市政功労者表彰 ・ 公益功労表彰 <p>表彰の時期</p> <p>毎年市制記念日</p> <p>選考機関</p> <p>表彰審査委員会 市職員 3人 学識経験者 4人</p> <p>表彰実績</p> <p>【平成14年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政功労者特別表彰 - 人 ・ 市政功労者表彰 - 人 ・ 公益功労表彰 20人2団体 ・ 市制記念式典 期 日 H14.11.1 会 場 市民会館 出席者 141人 	<p>表彰の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政功労者特別表彰 ・ 自治功労者表彰 ・ 一般表彰 <p>表彰の時期</p> <p>町の記念行事にて表彰</p> <p>選考機関</p> <p>なし</p> <p>表彰実績</p> <p>【平成8年度】 (町政100周年記念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政功労者特別表彰 53人 ・ 自治功労者表彰 29人 ・ 一般表彰 116人 ・ 表彰式典 期 日 H8.5.30 会 場 町総合センター 出席者 約300人 	<p>表彰の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政功労者特別表彰 ・ 町政功労者表彰 ・ 永年勤続表彰 ・ 特別表彰 ・ 公益功労表彰 <p>表彰の時期</p> <p>表彰式典にて表彰</p> <p>選考機関</p> <p>表彰審査委員会 町職員 5人</p> <p>表彰実績</p> <p>【平成15年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政功労表彰 2人 ・ 永年勤続表彰 6人 ・ 表彰式典 期 日 H15.5.26 会 場 平和町役場 出席者 46人 	<p>表彰の種類及び時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者表彰(随時) ・ 消防長表彰(随時) ・ 職員永年勤続表彰基準(年1回) <p>選考機関</p> <p>表彰審査委員会 事務局長 環境事務所長 消防長 水道事務所長 各部局総務課長</p> <p>表彰実績</p> <p>【平成14年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 永年勤続表彰 14人 30年 12人 40年 2人 ・ 表彰式典 期 日 H15.1.6 会 場 水道事務所講堂 出席者 約30人 <p>【平成15年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防功績表彰 3人 消防長感謝状 感謝状伝達(H15.4.26) 	<p>現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。</p> <p>なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。</p>